

検証意見書



2020年7月22日
意見書番号：SGS20/019

東京製鐵株式会社
代表取締役社長
西本 利一様

検証目的

SGSジャパン株式会社(以下、当社)は、東京製鐵株式会社(以下、組織)からの依頼に基づき、組織が作成した検証対象(以下、GHGに関する主張)について、検証基準(ISO14064-3:2006及び当社の検証手順)に基づいて検証を実施した。本検証業務の目的は、組織の対象範囲にかかるGHG等に関する主張について、判断基準に照らし適正に算定・報告されているかを独立の立場から確認し、第三者としての意見を表明することである。

検証範囲

検証対象は、Scope 1及びScope 2、エネルギー消費量、Scope 3である。

対象期間は2019年4月1日～2020年3月31日である。

詳細な検証対象範囲は下表参照。

検証対象	検証範囲	GHG等に関する主張
1 Scope 1, 2(エネルギー起源)及びエネルギー消費量 ※敷地外の移動体の燃料及び一部の敷地内移動体燃料は除く	組織の国内4工場	スコープ1： 303,698 t-CO ₂ スコープ2： 749,088 t-CO ₂
2 Scope 3 (カテゴリー4) ※特定荷主に関わる輸送	組織単体	49,010 t-CO ₂

検証手順

本検証業務は、検証基準に則り、限定的保証水準にて次の手続きを実施した。

- 算定体制の検証：検証対象の測定・集計・算定・報告方法に関する質問、及び関連資料の閲覧
- 定量的データの検証：九州工場及び岡山工場の現地検証及び証憑突合、本社及び宇都宮工場でのその他検証対象範囲に対する分析の検証及び質問

判断基準は、エネルギーの使用の合理化に関する法律、温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル Ver. 4.4、サプライチェーンを通じた温室効果ガス排出量算定に関する基本ガイドライン Ver. 2.3、同ガイドライン排出原単位データベース Ver. 3.0及び組織が定めた手順を用いた。

結論

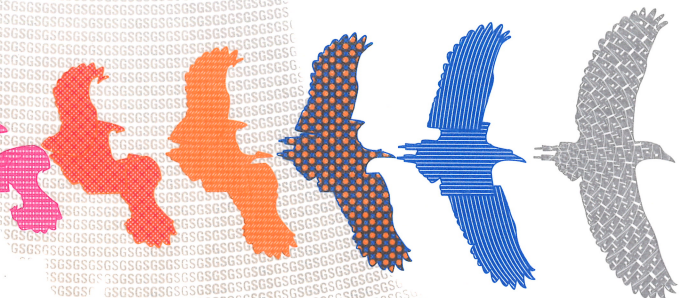
前述の要領に基づいて実施した検証手順の範囲において、組織のGHGに関する主張が、判断基準に従って、算定及び報告されていないと認められる重要な事項は発見されなかった。

なお、当社は、組織から独立しており、公平性を損なう可能性や利害の抵触はない。

SGSジャパン株式会社

認証・ビジネスソリューションサービス
上級経営管理者

事業部長 竹内 裕二



本書面は、SGS ジャパン株式会社によって www.sgs.com/terms_and_conditions.htm で参照することができる「認証サービスの一般条件」に従って発行されたものであり、「認証サービスの一般条件」に規定されている責任の制限と補償に関する事項および管轄に関する事項に従います。この書面に記載された内容は検証を行った時点におけるまた適用される場合は組織の指示の範囲内における確認内容を示しています。組織およびこの書面に関するSGS ジャパン株式会社の責務は取引文書におけるすべての権利および義務の遂行から、免除されるものではありません。本書面の内容または体裁について、許可なく偽造、変造または改ざんすることは違法であり違反した場合には法令に基づきあらゆる範囲において罰せられる可能性があります。